

環 保 第 1 7 9 7 号  
令 和 8 年 3 月 9 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

湯坪地熱発電所に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見について

令和7年11月12日付けで九電みらいエナジー株式会社から送付のあった環境影響評価方法書に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項の規定による意見について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

## 記

### 1 総括的事項

本事業は、九重町の約7.8haを対象事業実施区域として、出力9,500kW級の地熱発電所を設置するものである。

対象事業実施区域の一部は阿蘇くじゅう国立公園第3種特別地域及び普通地域であり、周辺には牧ノ戸鳥獣保護区や九重火山群の植物群落が存在している。また、対象事業実施区域の周辺が湯坪温泉等の温泉地であることから、住居や宿泊施設が複数存在しており、隣接地では大岳発電所が稼働している。

以上から、大岳発電所との累積的影響を十分に考慮した調査、予測及び評価を行い、工事の実施及び施設の稼働等に伴う環境への影響を可能な限り回避又は低減するとともに、事業計画について、地域住民や地元自治体等に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

また、2の個別事項の内容を十分に踏まえ、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、必要に応じて専門家等の意見を求めた上で、最新の知見に基づいて予測及び評価を実施するとともに、事業計画を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、環境影響評価準備書に記載すること。

## 2 個別事項

### (1) 大気・騒音

- ア 硫化水素による大気環境への影響は、蒸気等の全量大気放出を実施した場合が最大となることから、定常状態の運転時の予測に加え、全量大気放出した場合の予測についても実施するよう検討すること。
- イ 騒音影響を調査、予測及び評価するにあたっては、大岳発電所の騒音データを活用する等、実態に即した調査、予測及び評価となるよう努めること。

### (2) 水質（水環境）

- ア 冷却排水等が春井出川に排出されることにより、春井出川及びその下流河川の流量変化や水温変化等の影響が懸念されることから、現状の河川水の主要化学成分等の状況を調査し、予測及び評価すること。また、排出先河川周辺の水生生物等への影響も懸念されることから、排出先河川周辺の生態系についても調査、予測及び評価するよう努めること。  
なお、道路工事の実施に伴う水の濁りにより、周辺河川への影響が生じないよう、工事中に発生する排水等は適正に処理すること。
- イ 施設の稼働による温泉への影響の調査、予測及び評価にあたっては、大岳発電所のデータについても活用するよう検討すること。  
なお、調査、予測及び評価の結果、温泉に係る環境影響のおそれがある場合には、その影響を適切に回避又は低減する措置を検討すること。  
また、現地調査の結果について、地元温泉関係者等に情報提供し、情報共有を図るよう努めること。

### (3) 動物・植物・生態系

- ア 生態系調査において、大岳発電所の環境影響評価の際と同様に、ノスリを上位性注目種と選定しているが、対象事業実施区域にはノスリ以外の上位性注目種となり得る種が複数生息している可能性がある。そのため、現地調査でこれらの種が確認された場合は、より適切な上位性注目種を選定すること。
- イ 猛禽類調査において、猛禽類の繁殖に関して追加的な情報が必要と判断される場合は、調査回数を増やすことも検討すること。
- ウ 対象事業実施区域の周辺は火山性地質に特有の自然環境を有していることから、地域特性に十分に配慮した調査、予測及び評価を行うこと。

### (4) 景観

- 九重町が景観計画の策定を予定していることから、開発にあたっては、当該計画を踏まえ、九重町と事前協議の上、地域の景観への影響を可能な限り低減するよう配慮すること。